

国自安第 14 号の2
国自旅第 65 号の2
国自整第 45 号の2
令和3年5月28日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第 14 号

国自旅第 65 号

国自整第 45 号

令和3年5月28日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 局 長</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 局 長</p>
<p>国 自 安 第 1 5 7 号 国 自 旅 第 2 2 7 号 国 自 整 第 2 2 0 号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日 <u>一部改正 令和 3年 5月28日</u></p>	<p>国 自 安 第 1 5 7 号 国 自 旅 第 2 2 7 号 国 自 整 第 2 2 0 号 平成28年11月18日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成29年 3月14日 一部改正 令和 2年11月18日</p>
<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキューバース事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則（令和3年5月28日 国自安第14号、国自旅第65号、国自整第45号）</u></p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキューバース事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>1. ～5.（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

1. この通達は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

〇一般貨物旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新		旧		
適用条項	違反行為	違反行為	適用条項	
	初違反	再違反	再違反	
	基準日車等	基準日車等	再違反	
運輸規則第21条第5項	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)</p> <p>①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2)</p> <p>2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4)</p> <p>3 疾病、疲労等による乗務</p> <p>4 薬物等使用乗務</p> <p>(注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4。(1)②に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等という。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せず「に乗務させていた場合、または、健康診断結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する病状を疑い、再検査や再精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合」に適用する。 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。</p>	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)</p> <p>①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2)</p> <p>(新設) 2 疾病、疲労等による乗務</p> <p>3 薬物等使用乗務</p> <p>(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4。(1)②に該当するものを除く。 (新設) (新設)</p>	<p>運輸規則第21条第5項</p>	<p>1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)</p> <p>①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2)</p> <p>(新設) 2 疾病、疲労等による乗務</p> <p>3 薬物等使用乗務</p> <p>(注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4。(1)②に該当するものを除く。 (新設) (新設)</p>